

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は特定非営利活動法人札幌マックという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を札幌市白石区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、アルコール・薬物依存症者および、その症状のおそれのある人々に対して、アルコール・薬物依存症の危険を理解せしめ、それからの回復および回避に関する啓発、支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の増進を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動。
- (4) 子供の健全育成を図る活動。
- (5) 全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) アルコール・薬物依存症者の社会復帰のための障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業。
- (2) アルコール・薬物依存症者のためのグループカウンセリング事業。
- (3) アルコール・薬物依存症者のための生活訓練・職業訓練を行うための地域活動支援センターの運営事業。
- (4) 医療、保健、福祉等の地域関連諸施設との協力、交流を推進する事業。
- (5) アルコール、薬物依存症者の調査、研究及び、予防教育を含めた啓蒙、啓発を図る事業。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 1 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法
(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業に協力できる個人および団体。

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申し込み書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の入会申し込みがあった時は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、全項のもの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を伝えなければならない。

(会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の損失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を損失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を継続して 3 年以上滞納した時。

(4) 除名された時。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上。
- (2) 監事1人以上2人以内。
 - 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。



- 3 補欠のため、又は増員よって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事はその定数の3分の1を超えるものが欠けたとき、また監事が欠けたときは遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、総会の承認を経て理事長が任命する。
- 3 顧問、相談役は、この法人の事業について理事会に対し助言および提言を行うことができる。

第5章 総 会

第22条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散および合併。
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更。
- (4) 事業報告および収支決算。
- (5) 役員を選任および解任、職務および報酬。
- (6) 入会金および会費の額。
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く第53条において同じ) その他新たな義務の負担および権利の放棄。
- (8) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第22条 運営総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記録した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事からの召集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前項第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会の議決事項は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過

半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会の議決事項は、第26条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。但し、議決が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意が有った場合は、この限りではない。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項および第54条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
 - 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第33条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事の召集の請求があったとき。

(理事会の召集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意が有った場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の書面等による議決)

第40条 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事会員が書面により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者のあつては、その胸を付記すること）。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
 - 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上の署名、押印しなければならない。

第7章 資 産

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(資産の支弁)

第45条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第8章 会 計

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

る。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第48条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出とみなす。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第52条 この法人の事業計画書、収支決算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員

の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる活動の成功の不能。
- (3) 正会員の欠乏。
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第56条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産の帰属先は、解散時の総会の議決するところとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、下記の通りとする。

理事長	谷内	武雄
副理事長	小方	基
理事	田尻	稲雄
理事	伊藤	春樹
理事	鳥居	文子
理事	住谷	喜久乃
理事	藤島	孝二
理事	住谷	健次郎
監事	中村	潔
監事	杉谷	一美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年 5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年 3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第8条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、年に次に掲げる額とする。但し、役員については、その活動によって団体に資しているものとみなし、会費は免除できるものとする。

入会金 無しとする。

会費

	個人	団体
正会員	一口 1,000円	一口 5,000円

附則

この定款は、平成17年 5月17日から施行する。

(事業の変更 グループホームを追加)

(事業の変更 自立支援法に基づく障害福祉サービス) 旧5条(1)

(事業の変更 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス) 第5条(1)

これは現行定款に相違ない

特定非営利活動法人 札幌マック



理事長 加藤 鐵男

